

『マンガ嫌韓流』の

姜 誠／太田修
朴 一／鄭夏美
鄭雅英／吳文淑
総谷智雄／藤永壯
半月城／高吉美

こころが
デタラメ

コモンズ

野車輪氏は『嫌韓流』のあとがきで「歴史は繋がっています」と書いているけれど、この点だけはまったく同感である。

追伸 『嫌韓流』ファンは『嫌韓流2』を読まないほうがよい。『嫌韓流』と「嫌韓厨」は大して変わらないというオヤジの評価が、正解だったと納得してしまうから。

嫌韓流の 正体見たり 枯れすすき

【参考文献】

韓洪九著、高崎宗司監訳『韓洪九の韓国現代史——韓国とはどういう国か』平凡社、二〇〇三年。

海野福寿『韓国併合』岩波新書、一九九五年。

水野直樹「『創氏改名』の実施過程について」『朝鮮史研究会会報』第一五四号、二〇〇四年一月(<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~mizna/soushi.htm>)。

水野直樹編『生活の中の植民地主義』人文書院、二〇〇四年。

水野直樹・藤永壯・駒込武編『日本の植民地支配——肯定・賛美論を検証する』岩波書店、二〇〇一年。

宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、一九八五年。

宮田節子・金英達・梁泰昊『創氏改名』明石書店、一九九二年。

『マンガ嫌韓流』(以下『嫌韓流』)において、竹島トクトⅡ独島を日本領とする根拠がたった二点しか記述されていないのは特筆に値する。それはわずかに二コマで説明されている。その分量といい内容といい、マンガとはいえあまりにも説明不足である。残りのマンガは、すべて韓国に対する非難にあてられ、さらに、付録の竹島Ⅱ独島問題を解説する下條正男氏の文章にいたっては、竹島Ⅱ独島を日本領とする根拠がほとんど記されていない。「名は体を表す」の格言どおり、『嫌韓流』は題名にふさわしく、史実究明よりも嫌韓をおおることに重点をおいているようだ。

こうした姿勢では、竹島Ⅱ独島問題をきちんと理解することは困難である。『嫌韓流』が書いた内容がいかに我田引水的であるかを、日本史関係と韓国史関係に分けて具体的にみることにする。

——【日本史の資料から】

江戸幕府は竹島Ⅱ独島をほとんど知らなかった

江戸時代、現在の竹島Ⅱ独島は松島、そして鬱陵島ウルシマは竹島と呼ばれた。それにしたがって、

ここでは島の呼び名を松島、竹島とする。

当時の松島(現在の竹島Ⅱ独島)は、その名前に反して松の木はおろか、樹木は一本もなかった。それにもかかわらず松島と呼ばれたのは、松島が竹島の付属島、あるいは一対であるとの考えからである。この事実は重要で、のちに詳述するが、明治政府もそう考えて松島・竹島を日本の版図外とする指令を出した。そのことにふれる前に、まず江戸時代の歴史をみることにする。

『嫌韓流』は松島を日本領とする江戸時代の根拠を二〇四ページのマンガで表現した。そこでは、「幕府は竹島(旧名松島)については日本の領土と考え渡航を禁じてはいなかった」と書いているが、これは正しくない。

江戸幕府は松島を日本領と考えなかったばかりか、当時は松島の存在自体をほとんど知らなかった。実際、元禄時代(一六八八年～一七〇四年)に竹島(現在の鬱陵島)をめぐる朝鮮との領土交渉「竹島一件」(二一六ページ参照)が起きた時、幕府は実情把握のため鳥取藩に「竹島の他に兩國へ付属する島はあるか?」との質問書を出したほどであった。文中の兩國とは鳥取藩が支配する因幡国・伯耆国を指す。幕府は、異例の渡海申請があった竹島を知ってはいても、松島をほとんど知らなかったのである。

それも無理のないことだ。幕府の地図に、竹島や松島は記載されていなかったからであ

竹島（日本の主張）

元和四年（一六一八年）幕府の許可を得た大谷・村川両家は豊後島（旧名竹島）に渡る途中の寄港地としてまた漁獲地として竹島（旧名松島）を利用していた



元禄九年（一六九六年）朝鮮との争いを避けるため豊後島（旧名竹島）を放棄したしかし幕府は竹島（旧名松島）については日本の領土と考え渡航を禁じてはいなかった

明治三十七年（一九〇四年）隠岐島の中井養三郎は竹島でのアシカ猟許可を政府に願い出た
明治三十八年（一九〇五年）竹島は島根県に編入



隠岐国四郡の官有地台帳への登録
漁業取締規則によるアシカ漁業の許可
仮設置標の設置
知事の視察
島根県第三部長ら四三名の現地実態調査が行われる

これによって国際法の要求する諸要件は完全に充足され漁舎の構築
通年の出漁が行われ第二次大戦の終結まで日本による実効的支配は続いた

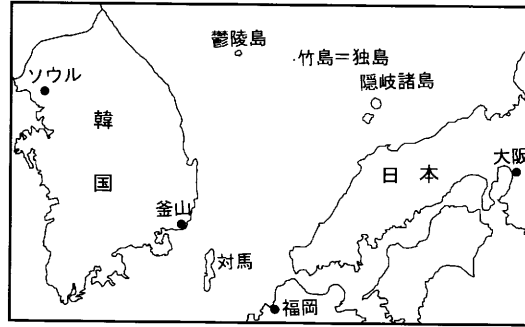
る。当時の幕府の地図は各藩が作製した国絵図が中心だったが、竹島に関係の深い鳥取藩自体、松島・竹島を自藩領でないこと確信していたので、鳥取藩や幕府の地図に松島・竹島がないのは当然である。しかも、松島は竹島とちがって渡海許可書などもないので、幕府が松島をよく知らなかったのもっともである。

竹島が鳥取藩に知られるようになったのは、一六一七年ごろだった。米子の回船問屋である大谷家の船が漂流中に偶然見つけたのだ。朝鮮政府が倭寇対策のため空島政策をしていたので無人島だったが、同島は自然資源が豊富な宝の島だった。そこで、大谷・村川両家は鳥取藩を通じて幕府から渡海許可を得て、竹島で数十年間にわたり漁労などを行った。そうした経緯から鳥取藩は、竹島や付属の島は幕府所管であり、自藩領ではないと考えていた。したがって、鳥取藩が幕府の質問書に対して「松島・竹島その他、両国へ附属する島はない」と回答したのも自然な成りゆきであった。

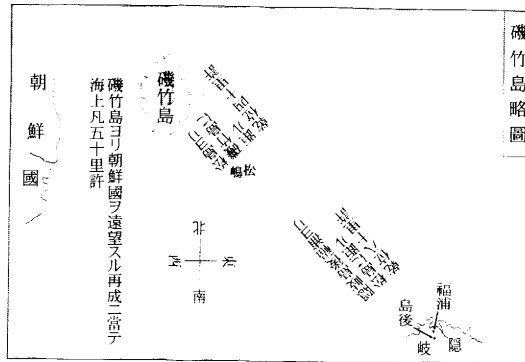
松島・竹島が日本領ではないとする考えは、両島に一番近い隠岐国も同様だった。一六六七年、隠州の郡代である斉藤豊仙は隠岐島の見聞録である『隠州視聴合紀』を著したが、そのなかで日本の西北は「此州」すなわち「隠州」が限界であると記した。その際、同書は松島・竹島を隠州に含めなかったのである。

松島・竹島をよく知っていた斉藤が、日本の西北の限界を松島・竹島ではないと考えて

いた事実は重要だ。齊藤は、大谷・村川両家の竹島渡海船を異国へ渡る朱印船のように考え、村川船について「村川氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島に致す」と『隠州視聴合紀』に記録した。磯竹島は竹島を指す。齊藤は松島・竹島を日本の地ではなく、異国と考えていたようである。



竹島＝独島と日韓両国の位置関係



1877年、太政官が領土外とした竹島＝独島と鬱陵島(説明文は活字化)

『隠州視聴合紀』については、日韓両政府間でその解釈をめくり論争になったことがある。日韓両政府は一九五三年から数年間にわたって竹島＝独島の領有権論争を書簡により行った。その時、日本政府は『隠州視聴合紀』を引用して松島・竹島が「日本の西北部の限界」

だったと主張した。これは同書に書かれた「此州」を「この島」すなわち松島・竹島であると曲解したことによる。これに対して韓国政府は「此州」は「隠州」と解釈すべきだと主張して対立した。

日本政府の解釈が無理であることは『隠州視聴合紀』を底本にして増補した『隠岐国古記』の記述でも明らかだ。同書は「日本の乾地此国を以て限りとする」と書き、「隠岐国」を日本の乾、すなわち西北の限りとした。同様の指摘は、最近では名古屋大学の池内敏教授により綿密に論証された。

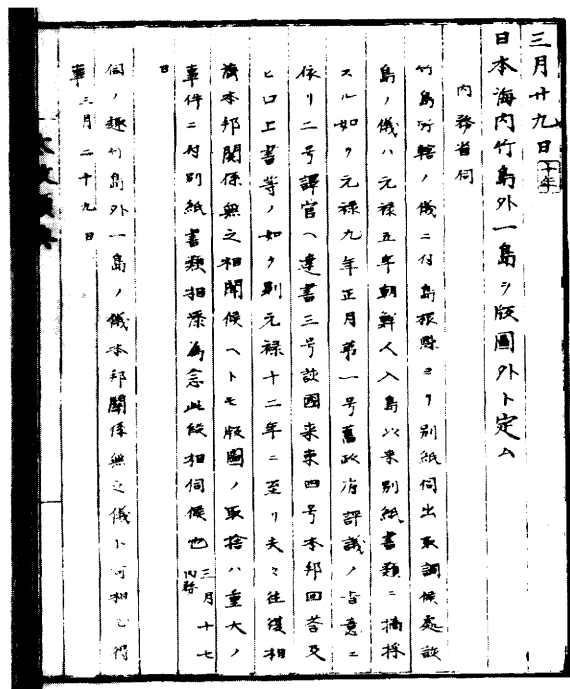
話は元禄時代の質問書にもどるが、鳥取藩からの回答で「竹島は因幡・伯耆の付属ではない」「松島・竹島その他、両国へ付属する島はない」とされたことが決め手になり、幕府はついに竹島の放棄を決定し、それを朝鮮国へ伝えて「竹島一件」は落着した。朝鮮への書簡では松島にふれなかったが、幕府は領主のいない松島も日本領ではないと判断したこととは明らかである。江戸時代、領主のいない日本の領土はあり得ない。

こうした歴史を反映して、江戸時代中期を代表する儒学者・長久保赤水の地図「新刻日本輿地路程全図」などでは諸国の色分けに際し、松島・竹島は朝鮮半島と同様に無色に描かれた。ただし、両島の周辺海域は、両島が一对であることがわかるように薄く着色された。同時に、松島・竹島に関する説明文でも一対表現が強調されて書かれた。

明治政府は竹島＝独島を日本の領土外と宣言

日本では専門家以外ほとんど知られていないが、明治新政府は一八六九年に外務省高官を朝鮮へ派遣し、朝鮮を内探した。高官は報告書「朝鮮国交際始末内探書」を提出し、そのなかで「竹島松島 朝鮮付属に相成候始末」という一項をもうけて、松島・竹島が朝鮮領であることを明確にした。これは単なる報告書にすぎないが、外務省が江戸幕府の「竹島一件」のてん末を継承し、竹島＝独島を朝鮮領と認識したことを示した点で重要である。それよりも重要なのは、松島・竹島を版図外とした太政官指令である。指令のきっかけは新政府の地籍編纂事業だった。

新政府は日本各地の地籍を編纂するにあたり、松島・竹島が日本領かどうかの検討を行った。その際「版図の取捨は国家の重大事」との考えから、慎重に江戸時代の「竹島一件」を吟味した。その結果、やはり松島・竹島は日本領でないとの結論をくだし、一八七七(明治一〇)年、政府の最高機関である太政官は「日本海内竹島外一島を版図外とする」との指令を出した。この画期的な太政官指令書をいまの外務省は決して公表しようとしなが、その姿勢は情報隠しに等しいといえよう。太政官指令書には付属文書があり、そこにおい



松島・竹島を領土外とする太政官指令

て竹島＝独島は「外一島」として、こう記述されている。

「次に一島あり。松島と呼ぶ。周回三十町。竹島と同一の線路にある。隠岐をへだてる八十里。竹木は希で、魚獣を産する」

この付属文書において、隠岐から松島までの距離は八〇里、松島から竹島までは四〇里とされた。距離は実際より遠めだが、この距

離の記述をはじめ付属文書の内容は、実際に渡海事業を行った大谷家などの文書や地図が元になっているだけに、松島が今日の竹島＝独島であることは間違いない。明治政府はそれら史料や、朝鮮との書簡などを精査して、竹島および外一島、すなわち松島・竹島を日

本の領土ではないと公式に判断をくだしたのだった。この重要な太政官指令について、『韓流』は一言もふれていない。これは外務省がホームページをはじめ全ての文書で沈黙を守っているためで、『嫌韓流』の著者が書かないのも無理はない。

さらに重要な史実がある。明治政府は、水路部が日本や隣国の沿岸を測量し、近代国家として日本の領域を画定して水路誌を発刊したが、その際に竹島Ⅱ独島を「リアンコールト列岩」の名で『日本水路誌』でなく『朝鮮水路誌』に含めたのである。国境画定機関である水路部が竹島Ⅱ独島を朝鮮領と認識していたのは明らかである。これについても『嫌韓流』や外務省のホームページは一切沈黙している。外務省はこうした数々のアキレス腱をかかえたまま「竹島は日本の固有領土」との主張をくり返しているが、これは欺瞞的な情報操作である。

以上のように、明治政府は竹島Ⅱ独島を朝鮮領と判断しておきながら、一九〇五年、突如として同島を日本領に編入することを閣議決定する。その背景には、日露戦争という「時局なればこそ、その領土編入を急要とするなり。望楼を建築し、無線もしくは海底電信を設置せば敵艦監視上きわめて屈竟ならずや」とする外務省政務局長・山座円次郎の判断などがあった。

実際、同島周辺は軍事的に重要な海域であった。日本が竹島Ⅱ独島を編入したわずか三カ月後、ロシアとの間で歴史的な「日本海海戦」が沖ノ島の沖合から同島近海で戦われ、日本の圧勝で終わる。この海戦は竹島Ⅱ独島の戦略的重要性をはからずも証明したが、それほど重要な竹島Ⅱ独島を、日本はノドから手が出るほど欲しかったのである。

結局、日本政府は日露戦争の最中である一九〇五年二月、隠岐の商人である中井養三郎から内務・外務・農商務の三省に提出された「リヤンコ島領土編入並に貸下願」を認める形で、リヤンコ島(竹島Ⅱ独島)の奪取を閣議決定した。しかもその際、「版図の取捨は国家の重大事」という内務省の見解にもかかわらず、その決定を官報に公示しなかった。わずかに島根県が竹島Ⅱ独島を新発見地であるかのように装って、島の位置のみを明示し、島根県告示第四十号で「竹島と称し、自今本県所属隠岐島司の所管と定めらる」と布告した。

そこには旧島名の記述もなければ、領土編入という言葉すらなかった。領土編入が太政官指令や国際法に反するだけに、内密裡に処理されたようである。また、竹島Ⅱ独島は「韓国領地の疑いある」と内務省が判断していたにもかかわらず、かつて小笠原諸島編入の場合に行ったような関係国との協議は行われなかった。同島の場合、日本政府は関係国の米・英両国と何度も協議した上、日本の同島管治を欧米一二カ国に通告したのである。これは国際法を意識した措置であった。

『嫌韓流』は、竹島Ⅱ独島の編入について「国際法の要求する諸条件は『完全』に充足され」(二

四二ページ)と書き、日本領根拠の第二点目にしたが、これも妥当ではない(本書二〇四ページ、漫画参照)。

竹島Ⅱ独島のように朝鮮領と認識している他国の領土をこっそり自国へ編入することは国際法で認められておらず、もちろん違法である。それを熟知している日本政府は、竹島Ⅱ独島をなんと「無主地」と強弁して領土編入の閣議決定をしたのである。明治政府の「無主地」という判断はもちろん成り立たないが、その判断はいまの外務省が主張する「固有領土」説と明らかに矛盾する。さしもの『嫌韓流』も外務省の「固有領土」説は無理筋と考えたのか、それにまったくふれなかったのは注目にあたいる。

『嫌韓流』は竹島Ⅱ独島の領土編入時に「韓国は主権国家だったにも関わらず何の動きもなかったんだ」(二四八ページ)と書くが、これは当然である。国家レベルでこっそり行われたので、韓国が領土編入を知るのは困難であった。韓国が編入の事実を知ったのは翌年であり、その時点で韓国はすでに日本の保護国にされて外交権を失っており、日本に抗議できる状況になかった。

戦後、韓国の竹島Ⅱ独島編入に日本は静観

一九四六年、竹島Ⅱ独島は連合国最高指令SCAPIN六七七号により日本の支配から暫定的に切り離され、韓国を統治していた米軍政庁の管轄下におかれた。同時に、竹島Ⅱ独島を含んだ海域にGHQによりマッカーサーラインが引かれ、漁業資源保護のため日本船舶の接近が禁止された。

こうした決定に際して参考にされたのが、日本陸軍参謀部陸地測量部の作成になる「地図区域一覧図」である。その地図で、竹島Ⅱ独島は明瞭に朝鮮区域に区分けされていた。戦時中は陸軍の陸地測量部すら島根県告示を知らなかったのか、竹島Ⅱ独島を島根県でなく朝鮮区域に区分けしていたのである。

一九四八年、韓国は独立して米軍政庁の統治を受けつぎ、竹島Ⅱ独島を慶尚北道の管轄下におき、同島に学術調査団を派遣した。もし、島根県の告示が国際法上で有効だと主張するなら、この韓国の措置も国際法上において有効だという論法になる。しかも、この韓国の措置について日本政府はなんらクレームをつけなかった。マンガの国際法に関する主張はブーメランのように戻って日本を直撃することになる。

一九五二年四月、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本は念願の独立を回復した。これに関連して『嫌韓流』は「竹島は……講和条約では日本領と決まっていた」(二四九ページ)と書くが、そのような事実はない。当初のアメリカおよびイギリスの講和条約草案では、竹島は独島は韓国領と明記された。アメリカは途中で日本のロビー活動を受け入れて竹島は独島を日本領とした。ところが、やがて日本領案の文言も削除され、最終的に講和条約で竹島は独島は一言半句も記述されず、あいまいなままに残されたのである。その理由はこれまでナゾだったが、最近、それが明らかになった。

アメリカの韓国問題研究者であるロブモ氏により発見された駐日アメリカ大使館の秘密資料「リアンコルト岩と韓国人」には、「日本は、リアンコルト岩(竹島)独島に対する日本の領有権は理由のあることとしている。それに韓国が異議を唱えているのは明白な根拠にもとづくものである」「その岩はアザラシの繁殖地であり、ある時期、朝鮮王朝の一部であった」などと記されている。アメリカは日韓のはざまで、竹島独島問題に明確な結論を出すことを避けたのである。

講和条約で竹島独島が一言も記述されなかった結果、講和条約の非調印国である韓国は竹島独島に対する支配権をそのまま維持することになった。一般に、講和条約において条約の非調印国である第三国の既得権益は侵されないというのが国際法の慣習である。

そのような既得権益の延長がいわゆる「李承晩ライン」^{イスンブ}、韓国のいう「平和線」である。『嫌韓流』はこれについて「勝手に引かれた線」と書いているが、平和線の境界は、じつは日本が受け入れたGHQのマッカーサーラインをほぼ引き継いだものである。

以前よりマッカーサーラインを犯す日本漁船は後を絶たず、たとえば一九五一年四月の一カ月だけで、違反で拿捕された日本漁船は二七隻、抑留された漁船員は三三〇人に達した。もし、マッカーサーラインがなくなれば、日本漁船の乱獲による漁業資源の枯渇は明らかであった。韓国政府は講和条約後もマッカーサーラインを実質的に維持する措置として、代わりの「平和線」を設けた。それは今日の海洋二〇〇カイリ時代を先取りしたアメリカの遺産であった。

【韓国史関係】

愛国者、安龍福の大胆な行動

アンヨンボク

韓国には竹島独島関係の官撰史書がたくさんあるが、『嫌韓流』はそれにほとんどふれず、代わりに下條正男氏が付属の解説文で史料批判をになっている。同氏の流儀だが、韓

国の根拠があいまいであることを印象づけるためか、玉石混淆の史料のなかから、おもに石ころに近い記述を拾いあげて批判している。その一例が、日本に拉致されたことのある安龍福関連の記述である。

安龍福は韓国で英雄視されている人物で、元禄時代の一六九三年、村川船により竹島(鬱陵島)から拉致され、松島(竹島)独島を経て鳥取藩へ連行された。ほどなく朝鮮へ送還されたが、これをきっかけに日朝間の領土交渉、日本でいう「竹島一件」の交渉が始まる。

この交渉が長引くあいだに、安龍福は、今度はみずからの足で松島や隠岐島を経由して鳥取藩へやって来た。帰国後は渡日事件を国家の最高政策機関である備辺司で供述したが、それがそのまま朝鮮王朝の『肅宗実録』^{スルジョンシヨク}に記録された。下條氏はそのなかの安のたあいもない自慢話や誇張話を偽証と強調することに重きをおき、安龍福の残した重要な史実にはあまりふれていない。

安龍福は、今日の竹島(独島)領有権論争に影響する重要な遺産を日本にも数多く残した。そのひとつが、二〇〇五年、隠岐島で発見された『朝鮮舟着岸一卷之覚書』である。これは隠岐の代官が再び来日した安龍福一行を調査、記録した覚書である。

下條氏はその史料を紹介するにあたり、重要な事実にはふれず、食料がどうのこうのとといった枝葉末節なことばかりを書き連ねた。下條氏が書かなかった重要事実とは、隠岐の

代官が、竹島は朝鮮の鬱陵島、松島は子山島で両島ともに朝鮮の江原道カソウケンに属する島であるとの安龍福の主張を記録したことである。子山島とは、鬱陵島と一対でしばしば史料に登場する子山島を指すと見られる。それらの島が朝鮮領であることを訴えるために、安龍福は官吏を装ってまで来日したのである。

安龍福は、松島へ実際に二度も立ち寄っているだけに、かれの松島認識はかなり正確である。かれが隠岐で語った松島の位置は、竹島と松島間の距離を五〇里としており、これは江戸時代の史料や、前述の太政官指令書の付属文書にある四〇里に近く、かれのいう松島、子山島が今日の竹島(独島)を指すことは間違いない。

かつて下條氏は、安龍福は隠岐島を子山島と誤認したのでだろうと記したが、その推測が誤りであることが今回の隠岐島史料ではっきりした。下條氏は、今回の解説文ではその誤認説を取り下げたようである。

以上のように、安龍福の渡航で重要な点は、日本の竹島が鬱陵島であり、松島が子山島すなわち今日の竹島(独島)であり、ともに朝鮮領であるという認識を朝鮮のみか日本にも定着させたことにある。実際、日本では安龍福の主張どおり松島・竹島が一対で朝鮮領であるという認識が基調になり、先に述べたように明治政府は太政官指令で松島・竹島をもに版図外としたのである。

韓国の領有権主張の根拠は官撰史書が中心

安龍福の拉致がきっかけで始まった領土交渉は、朝鮮にも大きな影響を与えた。朝鮮王朝ではさつそく蔚陵(蔚陵)島の防御策が論議され、一六九四年に蔚陵島へ大調査団が派遣された。この時、調査団の団長である張漢相は、重要な報告書『蔚陵島事蹟』を記した。この史料に下條氏はふれようとしなが、そこには竹島Ⅱ独島のことがつぎのように記されている。

〔蔚陵島の中峰から〕西側を眺めると大閔嶺のくねくねとした姿が見え、東側を眺めると海の中に一つの島が見えるが、はるかに辰(東南東)方向に位置して、その大きさは蔚島の三分の一未満で(距離は)三百余里(一二〇km)に過ぎない〕

張漢相は蔚陵島からはるか東に存在する島を確認したのだが、これは朝鮮王朝の記録『世宗実録』の記述を裏づけるものである。同書の地理志(二四五年)は、武陵島と于山島は天氣が清明ならお互いに望み見ることができると記した。武陵島は蔚陵島を指すが、そこから天氣が清明な時にだけ望める島は現在の竹島Ⅱ独島以外にない。したがって、地理志における于山島は竹島Ⅱ独島を指すのである。

地理志の記述はその後の官撰史書に大きな影響を与えた。国家が編纂した百科全書風の類書『東国文献備考』(一七七〇年)には「輿地志が云うには蔚陵、于山は皆于山国の地。于山はすなわち倭がいうところの松島」と記され、于山島(松島)に対する朝鮮王朝の領有意識が明確に示された。

こうした領有意識や、張漢相が竹島Ⅱ独島を確認したこと、あるいは安龍福の当局における供述などが元になって、日本でいう松島は朝鮮領の子山島(于山島)であるという認識が朝鮮で強固になった。その認識は、その後も官撰史書の『萬機要覽』(一八〇八年)、『増補文獻備考』(一九〇八年)などにくり返し記述され、国家としての竹島Ⅱ独島に対する領有意識が継続して維持された。ただし、官撰図書以外の雑多な史料では竹島Ⅱ独島に対する認識がかならずしも正しくない図書もあるが、領有権問題において官撰史書の認識が優先するとはいうまでもない。

賀茂川と石島、勅令四一号

「竹島一件」以後、日本で松島・竹島は忘れられた島になり、島名すらあやふやになって竹島が松島と呼ばれるようになるほどであった。一方、朝鮮では離島に対する空島政策強

化のため、定期的に鬱陵島へ捜討官ソウトクワンが派遣されるようになった。そうして平穏な状態が二〇〇年近く続いた。ところが一八八一年、鬱陵島に日本人が入島しているのを捜討官が発見したのである。朝鮮政府はさっそく日本政府へ抗議するとともに、同島へ検察使を派遣して調査させた。その報告をもとに、朝鮮政府は空島政策を廃止して積極的に鬱陵島を開発する。その一環として、鬱陵島および付属の島を独自の郡に格上げした。

一九〇〇年、朝鮮政府は勅令四一号を発布し、鬱陵郡守の管轄区域を「鬱陵島全島、竹島、石島」とした。『嫌韓流』はこの勅令をとらえて、韓国は「石島を『独島』と強弁しているに過ぎないんだ」(二四八ページ)と指摘したが、これは決して強弁などではない。石島は独島に発音を通じるうえに、実際にも独島以外に石島があてはまる島はほかに存在しない。これについて、下條氏はかつて石島を鬱陵島直近の観音島であると断定したが、最近は自説を変えたのか、石島は不明であると主張している。

石島の名は、鬱陵島住民が岩だらけの竹島Ⅱ独島を「石の島」の意味で「トク島」と呼び、トクの意味をとって漢字で書くと「石島」、音をとって書いて「独島」にしたとされている。なお「石」を「トク」と呼ぶのは島民多数の出身地である全羅道チョルラドの方言であることが、言語学者・小倉進平の戦前の調査で判明している。「トク島」のように音読みと訓読みで表記が違うのは、京都の賀茂川の例に似ている。「カモ川」を音読みで書くと「賀茂川」、

訓読みで書くと「鴨川」になるのと同様である。

さらに数年後、当事者の鬱陵郡守が独島を自己の管轄下であると認識していたことも、石島は独島であることと符合する。一九〇六年、島根県は「竹島視察団」を竹島Ⅱ独島、鬱陵島へ派遣し、鬱陵郡守に同島が日本領になったことを告げた。郡守の沈興沢シムキョクタクは、それを中央へ報告するにあたり、「本郡所属の独島」と明記して視察団の詳細を伝えた。これを受けた参政大臣(総理)は、「独島領地の説はまったく無根」であるとし、成りゆきを調査、報告するよう指示した。地方官吏も中央政府も独島を明確に韓国領として認識していたのである。

この、竹島Ⅱ独島が日本領に編入されたとするニュースに韓国は官民あげて憤激したが、国自体が日本の保護国にされてしまった状況ではなすべがなかった。それもつかの間、韓国は同島のみか国全体が日本領に編入されてしまった。

最後に、第9話を要約する。

江戸時代の「竹島一件」をきっかけに、日本と朝鮮はそれぞれ松島・竹島に対する領有判断を迫られた。朝鮮は両島に対する領有意識を再確認したのに対し、日本は両島を朝鮮領と考えるようになった。それをふまえて日本では明治政府が両島を版図外と宣言した事

実はきわめて重大である。それにもかかわらず、日露戦争の最中、日本政府は戦争という「時局なればこそ」竹島⇨独島を「無主地」と強弁して日本へ編入したのである。そのような帝国主義的方法により略取した領土は、当然、本来の持主が所有すべきである。

戦後、日本がポツダム宣言を通じて受け入れたカイロ宣言には「日本国は、また暴力および貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せられるべし」と記された。日本はこの原則にしたがい、再び明治政府のように竹島⇨独島を版図外にすることを宣言すべきである。

※おことわり

この稿で資料の漢文は読み下し文に、また原文のカタカナは平仮名にした。また、引用文献などは省略したので、文献や資料、各論の詳細は左記ホームページ「半月城通信」をご参照いただきたい。

「半月城通信」竹島⇨独島：<http://www.han.org/a/half-moon/mokujih.html#dokto>

半月城のメールアドレス：half-moon@muj.biglobe.ne.jp

特別編

『冬のソナタ』がくれたもの

高吉美

〔著者紹介〕

- 姜 誠 1957年生まれ。ルポライター。主な著書に『越境人たち 六月の祭り』集英社、開高健ノンフィクション賞優秀賞、2003年)ほか。
- 太田 修 1963年生まれ。佛教学助教授。主な著書に『日韓交渉——請求権問題の研究』(クレイン、2003年)、『北朝鮮を知るための51章』(共著、明石書店、2006年)、訳書に姜萬吉編著『朝鮮民族解放運動の歴史——平和統一への模索——』(法政大学出版局、2005年)ほか。
- 朴 一 1956年生まれ。大阪市立大学教員。主な著書に『「在日コリアン」ってなんでんねん?』(講談社、2005年)、論稿に「文世光事件とは何だったのか」(『環』Vol.23、2005年)ほか。
- 鄭 夏 美 お茶の水女子大学大学院博士課程修了。漢陽大学日本語文化学科教授、人文社会研究所特別研究委員。主な著書に『노동자의 빛으로 일본만화를 본다—아름에서 교과서 문제까지(瞳の光で日本漫画を見る——アトムから教科書問題まで)』(知識産業社、2005年)ほか。
- 鄭 雅 英 1958年生まれ。大学講師、雑誌『ほるもん文化』編集委員。
- 呉 文 淑 1957年生まれ。東京外国語大学大学院博士前期課程修了。朝鮮語講師、通訳・翻訳家。共著に『ハングル学習の手引き』(ハングル能力検定協会、2002年)、主な論文に「朝鮮語」(『言語情報学研究報告4 通言語音声研究 音声概説・韻律分析』、2004年)ほか。
- 総谷智雄 1962年生まれ。第一福祉大学人間社会福祉学部助教授。主な著書・論文に『コリアン三国誌——列島・半島・大陸の隣人たち』(新幹社、2006年)、『「地域対立」は解消されるか』(朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社、2004年)ほか。
- 藤永 社 1959年生まれ。大阪産業大学人間環境学部教授。主な著書に『日本の植民地支配—肯定・賛美論を検証する—』(共編著、岩波ブックレット、2001年)、『岩波講座 アジア・太平洋戦争4 帝国の戦争経験』(共著、岩波書店、2006年)ほか。
- 半月城 歴史研究家。10年来のIT論客。「半月城通信」主宰。主な論文に「日本の竹島＝独島放棄と領土編入」(『姜徳相先生古希・退職記念、日朝関係史論集』新幹社、2003年)、「竹島＝独島は日本の固有領土か?」(『飛礫』47号、つぶて書房、2005夏号)
- 高 吉 美 在日コリアン3世。団体職員、兵庫県立高校非常勤講師。

『ハンガ嫌韓流』(ハン)がデタラメ

二〇〇六年五月一〇日 初版発行
二〇〇六年八月一五日 2刷発行

著者 太田修・朴一ほか

© commons, 2006. Printed in Japan.

発行者 大江正章

発行所 コモンズ

東京都新宿区下落合一―五―一〇一―〇〇二―
TEL03(五三三八六)六九七二
FAX03(五三三八六)六九四五
振替 〇〇一―〇一五十四〇〇二二〇

info@commonsonline.co.jp

<http://www.commonsonline.co.jp/>

印刷・東京創文社／製本・東京リスマチック

乱丁・落丁はお取り替えいたします。

ISBN 4-86187-023-2 C 0036